

京 都 大 学 寄 附 金 事 務 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学寄附金<u>事務</u>取扱規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 京都大学（以下「本学」という。）における寄附金の<u>受入れに関する事務の取扱い</u>については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(募集による寄附金の受入れ等に関する<u>事務</u>の取扱)</p> <p>第10条 前条の規定による寄附金の申込み及び受入れ等に関する<u>事務の取扱い</u>は、第4条、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、当該部局の長が定めるところによることができる。この場合において、当該部局の長は、受入れを決定した寄附金について、教授会等に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">京都大学寄附金取扱規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 京都大学（以下「本学」という。）における寄附金の<u>受入れ等</u>については、この規程の定めるところによる。<u>ただし、京都大学基金に係る寄附金の受入れ等については、京都大学基金規程（平成23年達示第33号）の定めるところによる。</u></p> <p>(募集による寄附金の受入れ等に関する取扱)</p> <p>第10条 前条の規定による寄附金の申込み及び受入れ等については、第4条、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、当該部局の長が定めるところによることができる。この場合において、当該部局の長は、受入れを決定した寄附金について、教授会等に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成30年7月24日から施行する。</p>